

[各論 I] 家計圧迫、企業優遇型の 2014年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

2014年度税制改正の特徴

デフレ脱却・経済再生を最優先の政策課題に置く安倍政権は、2013年10月初めに景気の回復基調を背景に、2014年4月からの消費税率8%への引上げを決定したが、消費増税に伴う景気の腰折れを恐れ、5.5兆円規模の2013年度補正予算に加えて、95.9兆円と過去最大規模の2014年度一般会計予算を組んだ。さらに2014年度税制改正においても、デフレ脱却・経済再生が最優先課題であるところから、消費増税に伴う景気への悪影響への対応と企業の活性化を重視した税制上の措置を講ずるものとなった。その反面配慮されなかったり、軽視された税制上の措置もある。両面合せて2014年度税制改正を特徴づけると、次の2点を指摘できる。

(1) 消費増税で家計には平年度約6兆円の負担増となるが、加えて給与所得控除の削減で平年度810億円の負担増となる。さらに過去の税制改正で決まっている「復興特別所得税」が既に2013年1月から所得税に上乘せされており、個人住民税も復興財源として2014年6月から10年間増税される。このように、家計の負担増は顕著である。

(2) 企業に対しては、「復興特別法人税」を1年前倒して廃止することによる約8,000億円の減税、大企業向けの交際費のうち50%の損金算入

を認める制度導入による2014年度290億円、平年度430億円の減税がある。さらに2013年10月に決まった成長戦略関連の税制であって、生産性向上設備投資促進税制の創設や研究開発税制の拡充等を支援する企業向け減税が2014年度5,410億円、平年度4,690億円になる。このように、企業の負担減は相当顕著である。

以上により、2014年度税制改正は、「家計圧迫、企業優遇型の税制改正」と特徴づけることができる。

表1には、2014(平成26)年度の税制改正事項ごとの増減収見込額が示されている。増収事項はごくわずかで、大半は減収事項で、それも『平成26年度税制改正の大綱』の主旨であるデフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応」(2013年10月1日閣議決定)を受けての税制改正措置となっている。

安倍自公政権は、企業を支援することを成長戦略の柱としているから、上記のような特徴を持つ税制改正を行うのであり、家計を支援することを成長戦略の柱とした民主党政権とは大きく様変わりしている。しかし、企業支援の成長戦略が成功するかどうかは、上記のような減税政策によって、企業がため込んだ内部留保金を本当に投資に回し、賃上げを行い、景気を本格的回復軌道に乗せうるかどうかにかかっている。

以下では、1) 消費増税による家計負担増への

表1 平成26年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度	初年度
I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項		
(1) 生産性向上設備投資促進税制の創設	▲ 2,990	▲ 3,520
(2) 研究開発税制の拡充	▲ 270	▲ 200
(3) 中小企業投資促進税制の拡充	▲ 170	▲ 170
(4) ベンチャー投資促進税制の創設	▲ 30	▲ 10
(5) 事業再編促進税制の創設	▲ 100	▲ 100
(6) 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設	▲ 70	▲ 60
(7) 所得拡大促進税制の拡充	▲ 1,060	▲ 1,350
II I に追加して決定する事項		
1. 個人所得課税		
(1) 給与所得控除の見直し	810 (380)	— —
(2) 企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	▲ 70	▲ 20
個人所得課税 計	740	▲ 20
2. 法人課税		
(1) 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 430	▲ 290
(2) 国家戦略特別区域における税制措置の創設	▲ 20	0
(3) 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の廃止	10	10
法人課税 計	▲ 440	▲ 280
3. 消費課税		
(1) 車体課税		
①自動車重量税のエコカー減税の拡充	▲ 160	—
②経年車に係る自動車重量税の税率の見直し	150	80
小 計	▲ 10	80
(2) 非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	▲ 150	▲ 130
(3) 消費税		
①簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	180	—
②外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 100	▲ 50
小 計	80	▲ 50
消費課税 計	▲ 80	▲ 100
合 計	▲ 4,470	▲ 5,810

注1: 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

注2: 「II 1. (1) 給与所得控除の見直し」の平年度の増収見込み額は平成29年施行分適用後の増収見込み額であり、カッコ書きは平成28年施行分適用後の増収見込み額である。

注3: 復興特別法人税の1年前倒し廃止に伴う特別会計分の減収見込額は、平成26年度▲6,453億円となる。

注4: 「II 3. (1) 車体課税」の増減収見込額は、特別会計分(平年度▲4億円、初年度34億円)を含む。

注5: 地方法人税(仮称)の創設による特別会計分の増収見込額は、平年度4,845億円、初年度3億円。地方法人特別譲与税の増減収見込額(国税の税制改正に伴うものを含む)は、平年度▲7,100億円、初年度211億円となる(総務省試算)。

出所: 財務省『平成26年度税制改正の大綱』参考資料。

対応措置、2) 個人所得課税の主な改正点、3) 法人課税の主な改正点、4) 税制改正及び社会保障制度改正を合せての国民負担増について検討する。

消費増税による家計負担増への対応措置

消費税率が2014年4月に5%から8%に引き上げられるが、逆進性対策としては、住民税を払っていない2,400万人に1人当たり1万円を支給する「簡素な措置」(低所得者給付金)を実施するだけである。2014年度税制改正をめぐって議論になったのは、恒久的な低所得者対策として消費税にいつ軽減税率を導入するかという点である。結局今回の大綱では、「消費税の軽減税率制度は「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。対象品目の選定、制度整備、具体的な安定財源の手当てなど詳細な内容を検討して2014年12月までに結論を得る」ことになった。

しかし、税率10%時という表現は、8%から10%へ引き上げた時なのか、それともそれ以降なのかあいまいで解釈が分かれてしまう。また軽減税率を適用する場合の代替りの財源の手当や対象品目の選定を2014年12月までに行うことができるのか極めて不透明である。そしてもし軽減税率を導入せずに消費税率10%を実施すれば、低所得者には極めて負担が重いものとなる。やはり消費税率10%への引上げ時に軽減税率を導入すべきであり、そのための準備を急ぐべきである。

消費税との二重課税という批判が強かった自動車取得税は、2014年4月に普通車は5%から3%に、軽自動車は3%から2%に引き下げられ、消費税が10%に上がる予定の2015年10月には廃止される。ただし、この地方税減収分を補うために、2015年4月から新車の軽自動車税を現行の1.5倍の年1万800円に引き上げる。軽自動車も道路や環境に負荷をかけている以上受益者の負担もやむを得ない面があるが、「庶民の足」への

負担増には違いない。なお、自動車重量税(国税)や自動車取得税では、燃費等の環境性能によって税負担を軽くする「エコカー減税」も拡充される。

2015年4月から中小事業者の消費税納税に伴う事務負担を軽減する「簡易課税制度」が見直される。消費者が払った消費税が国に納められず手元に残る「益税」を縮小するために、みなし仕入率が金融・保険業で60%から50%に、不動産業で50%から40%にそれぞれ引き下げられる。中小事業者が消費税額を計算する際に、売上にかかる消費税額から仕入にかかる消費税額を差し引く時に仕入額の正確な把握が困難なことから、課税売上高5,000万円以下の中小事業者に、売上にかかる消費税額に一定の比率(みなし仕入率)をかけて、仕入にかかる消費税額を算出することが認められている。しかし、軽減税率を導入している国では、企業の取引の際に価格や税率、税額を明記したインボイス方式を採用する事例が多く、消費税が事業者の手元に益税として残ることがないようにするには、インボイス方式の導入が不可欠である。

高所得層の給与所得控除縮小等個人所得税改正

上述のように、消費税の負担増緩和策が低所得者に限定したわずかな給付金にとどまるため、不満を和らげる狙いで、現行の給与所得控除の上限額が年収1,500万円超で245万円であるものを、2016年に年収1,200万円超で230万円、2017年には年収1,000万円超で220万円に引き下げる。消費増税に備えての逆進性対策が十分に取られないままに、その不満解消のポーズとして、給与所得控除の在り方を十分検討しないままに高所得層狙い打ちで給与所得控除の上限を引き下げるのは問題である。給与所得控除には、給与所得者の必要経費の概算控除、資産所得・事業所得との担税力の調整、他の所得との捕捉率の格差の是正、源泉徴収に伴う早期納税の金利分の調整といった含意があり、これらの事柄が十分検討もされずに、拙速に結論を出してしまっ

たのではないか。また高所得者の消費が景気回復を牽引していることに鑑みれば、給与所得控除の縮小は彼らの消費マインドを冷やし、景気回復に水を差すことになって、アベノミクスと政策矛盾をきたすのではないか。

家計の金融資産を貯蓄から投資に移す金融税制の整備としては、①少額投資非課税制度(NISA)で複数の非課税口座の保有が可能になったことと②企業型確定拠出年金の拠出限度額が8%に引き上げられることの2つを挙げることができる。

NISAは年100万円までの株式投資などについて、売却益や配当への課税を最長5年間免除する制度で、2014年1月から始まっている。個人投資家がこの恩恵を受けるためには、金融機関に専用口座を設ける必要がある。現在1人1口座限りで、4年間は他の金融機関に変えられない。しかし2015年1月以降は、NISAで複数の非課税口座の保有が可能となる。

企業型確定拠出年金の拠出限度額の8%への引上げも、非課税枠が拡大することによって利用者や運用額が増えることを狙っている。

上記①②のいずれも、公的年金が不安定化する中で老後に備えての投資とみなしうる。しかし、これらの投資には損失のリスクが伴うので、個人が投資利益と投資損失を通算できる制度が必要になる。2014年度税制改正で見送られたが、そのためにも金融所得課税の一体化の推進が必要である。

なお、消費税率が5%から8%に上がる2014年4月から住宅ローン減税が拡充される。住宅ローン減税は、年末の住宅ローン残高の1%を所得税から控除できる制度で、減税額の上限は、2014年3月までに住宅を購入する場合は年20万円で10年間合計で200万円であるが、2014年4月以降では年40万円、10年間400万円と2倍に拡充される。この制度に加えて、1年間に支払う所得税や住民税の額がローン残高の1%より低い中・低所得者向けに、「すまい給付金」制度が創設される。年収510万円以下で、2014年4月以降の入居者に、年収に応じて10～30

万円が支給される。消費増税に伴う住宅の駆け込み需要と反動減に対応した措置と言えよう。

復興特別法人税廃止、大企業交際費50%非課税制度導入等法人課税改正

東日本大震災の復興費用に充てるために企業に課している復興特別法人税を1年前倒して廃止することが決まった。復興特別法人税は2012年度から法人税額に10%分が上乘せされてきたが、廃止で約8,000億円の負担減となる。また、これによって法人課税の実効税率は2014年度に38.01%から35.64%に下がる。

ただ、日本企業の国際競争力を高めるには、さらなる実効税率の引下げが必要だとの声が経済界から強い。しかし、企業が内部留保金を抱えて投資もせず賃上げもしない状態で、実効税率を引き下げても果してそれを促す効果があるのかどうか疑問である。また1%の実効税率を引き下げただけで約4,000億円の税収減となり、手当て財源がなければ財政再建目標にも背馳することになる。結局、大綱は「引き続き検討する」と明記するにとどまった。

従来中小企業にだけ交際費の一部非課税制度が認められていたが、14年から2年間の時限措置として資本金1億円超の大企業に、交際費の50%までを経費として認め非課税にすることが決まった。これは、2014年4月からの消費税率8%への引上げによって景気が落ち込むのを緩和するために、飲食店での企業接待を活性化させることを狙ったものである。『日本経済新聞』の調査(2014年1月13日朝刊15面)では、この減税による企業接待を好ましくないと考えたり、その活性化を疑問視する人が多いという結果が出ている。

政府の成長戦略の柱である国家戦略特区に租税優遇措置を設けることになった。設備など資産の取得額の50%の特別償却か15%の税額控除のいずれかを選択できる。先端医療分野については投資した全額の即時償却が認められる。固定資産税の軽減に関しては、中核事業の研究開発に使う研究機器の課税標準を最初の3年間、価

格の2分の1にすることになった。

その他、表1のI「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項のところに示されているような種々の投資減税が設けられる。

生産性向上設備投資促進税制の創設とは、生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却または税額控除ができる制度を創設することをいう。

研究開発税制の拡充とは、試験研究費に対する2種類の選択制税額控除の適用期限を3年間延長するとともに、増加型の税額控除について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組みに改組すること（控除率5%⇒5%～30%）をいう。

中小企業投資促進税制の拡充とは、生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または7%税額控除（資本金3,000万円以下企業10%）を認めることをいう。

ベンチャー投資促進税制の創設とは、ベンチャーファンドを通じて事業拡張期にあるベンチャー企業へ出資した場合、その損失に備える準備金につき損金算入を認める（出資金の80%損金算入）制度を設けることをいう。

事業再編促進税制の創設とは、複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、出資金・貸付金の損失に備える準備金につき損金算入を認める（出資金・貸付金の70%損金算入）制度を設けることをいう。

設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応とは、既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設（25%特別償却）のことをいう。

所得拡大促進税制の拡充とは、年間給与総額を基準年度と比べて5%増やした企業を対象に10%の税額控除を認める現行所得拡大税制について、給与等支給増加割合の見直し（基準年度と比較して、現行5%以上⇒13・14年度：2%以上、15年度：3%以上、16・17年度：5%以上）と平均給与等支給額要件の見直し（全従業員の平均→継

続従業員の平均）を行うことをいう。

表1のIの(1)～(7)までの平年度の減税額は4,690億円となり、IIの2法人課税の平年度の純減税額は440億円なので、合計5,130億円の企業減税が行われる。2014年度だけだと、合計5,690億円の企業減税となる。この他に復興法人税の廃止による法人の負担減が約8,000億円ある。すべて合わせると法人は2014年度に1兆3,690億円の減税の恩恵を受ける。企業はこれだけの減税の恩恵を受けるのだから、内部留保金を積み上げることに使わず、積極的に投資し、賃金を引き上げる社会的責任がある。

著しい国民負担増

2014年4月から消費税率が8%に上がることによって、家計は平年度ベースで6.3兆円の負担増となる。国民1人当たりで月4,400円、年間5万円増える。しかし、負担増は消費増税だけではない。厚生年金保険料が2014年10月給与分から0.354%引き上げ（本人と会社で半分ずつ負担）られる。国民年金も2014年4月から280円引き上げられる。年金保険料の引上げを合すると約5,000億円になる。基礎年金と厚生年金の受給額は2014年4月に1%引き下げられる。これは過去の物価下落分を年金から減額するもので約8,000億円になる。これらの税および年金の負担増を合すると、7兆円台半ばになる。この他、2014年4月以降医療費の窓口負担も順次1割から2割に上がる。診療報酬が2014年4月から引き上げられるので、保険料や窓口負担が全体で年約400億円増える。これも加えると、以上述べただけでも国民負担は8兆円程度増えることになる。

表2の上表(1)は、世帯収入階層別に、2014年度の消費税と厚生年金保険料を合せた負担増と低所得者給付金と児童手当を合せた給付、および両者の差額である純負担増を見たものである。2014年度は相当な負担増を覚悟せねばならないことは一瞥するだけですぐ分かる。表2の下表(2)

表2 2014年以降の家計負担増

(1) 2014年度家計負担増(4人家族[夫婦・子ども2人]で給与収入のみの場合)

世帯 収入	負担増(13年度比)		給付		純負担増 (負担増-給付)
	消費税	厚生年金保険料	低所得者給付金	児童手当上乗せ	
200万円	5万4581円	3540円	4万円	0円	1万8121円
300万円	6万5422円	5310円	0円	2万円	5万732円
500万円	8万3482円	8850円	0円	2万円	7万2332円
800万円	10万5792円	1万4160円	0円	2万円	9万9952円
1000万円	12万870円	1万7700円	0円	0円	13万8570円

注: この表はみずほ総合研究所の試算による。

出所: 『毎日新聞』2013年12月25日朝刊2面。

(2) 2014-16年の家計負担増(片働きの4人世帯の場合)

世帯収入	2014年	2015年	2016年
300万円	2万7600円	7万5500円	10万6700円
500万円	5万4500円	11万8400円	16万7800円
800万円	8万9300円	17万3400円	24万5600円
1000万円	12万9600円	20万5700円	29万1700円
1500万円	17万7200円	27万8400円	44万4900円

注: この表は大和総研の試算による。負担増は2013年との比較である。

消費税増税、厚生年金保険料の引上げ、2016年1月からの1200万円超の所得控除縮小影響などを反映している。

出所: 『産経新聞』2013年12月25日朝刊3面。

は、2014-16年の家計の負担増を見たものである。負担増の内容としては、消費税増税、厚生年金保険料の引上げ、1,200万円超の所得控除縮小影響などを反映している。この表を見ても分かるように、2014年の負担増だけで止まるものではなく、2015年、2016年と年々大幅な負担増となってい

る。2020年にプライマリー・バランスを黒字化するという政権の目標を達成するには、さらに消費税率を引き上げていかざるをえず、国民は膨大な負担増を引き受けざるをえなくなる。消費税における逆進性対策の構築が避けて通れないものとなっている。(かたぎり まさとし)

